

市第112号議案 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

令和8年2月12日 こども青少年・教育委員会 こども青少年局

1 趣旨

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第96号。以下「一部改正府令」という。）が公布され、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号。以下「内閣府令」という。）の一部が改正されました。

内閣府令の改正に合わせて、「横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例」（令和7年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

乳児等通園支援事業者は、条例第16条に基づき、同条各号に定められた運営についての重要事項に関する規程を定める必要があります。これまで「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を定めることとされていたものが、一部改正府令により、単に「利用定員」を定めれば足りるように改正されたことを受け、本市においても同様の改正を行います。

3 施行日

令和8年4月1日（一部改正府令の施行日と同日）